

石狩市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱案の概要

1. 制度導入について

石狩市では、性の多様性を認め合い誰もが生きがいと誇りを持つことができるまちの実現を目指す取り組みの一つとして、パートナーシップ宣誓制度を導入します。

性の多様性については、全国的にも理解が深まってきており、パートナーシップ宣誓制度も多くの自治体で導入が進められています。当市においても、制度導入により多様な性のあり方への理解が一層深まり、誰もが自分らしく生き生きと暮らすことができるまちの実現に繋げていきたいと考えております。

2. パートナーシップ宣誓制度について

性的マイノリティの当事者を含む2人が、互いを人生のパートナーとして、日常生活において協力し合う関係であるということを宣誓し、市がパートナーシップ宣誓書受領証等を交付する制度です。

令和6年6月時点では、道内では札幌をはじめ27の市と町が同様の制度を導入しており、うち10市で実際に受領証の交付を行っています。石狩管内では札幌市のほか、江別市でも導入しており、北広島市は今年10月に施行したところです。制度導入により、これまで一部の行政サービス等においてできなかった手続きが可能となったり、さらには民間サービスについてもその可能性が広がっています。

○北海道内における導入自治体 ※令和6年6月現在

札幌市(H29)、江別市・函館市・北見市・帯広市(R4)・苫小牧市・岩見沢市・北斗市(R5)、小樽市・滝川市 旭川市+上川中部7町・深川市・室蘭市・釧路市・網走市・上川町・斜里町・清里町・小清水町・大空町(R6)

3. パートナーシップの定義

互いを人生のパートナーとし、日常の生活において、経済的又は物理的に、かつ、精神的に相互に協力し合うことを約した一方又は双方が性的少数者（性的マイノリティ）である2人の者の関係をいいます。

4. 宣誓を行うことができる者

以下のすべてに該当する方が対象です。

- (1) 一方又は双方が性的少数者（性的マイノリティ）であること。
- (2) 双方が成年に達していること。
- (3) 一方又は双方が市内に住所を有する又は市内への転入を予定していること。
- (4) 双方に配偶者がいないこと及び宣誓に係る相手以外の者とパートナーシップの関係にないこと。
- (5) 双方の関係が民法に規定する婚姻することができないとされる続柄（直系血族、三親等以内の傍系血族又は直系姻族）でないこと。ただし、双方の関係が養子縁組の場合を除く。

5. 宣誓の方法

(1) 両者揃って職員の面前で宣誓する方は、宣誓する日時等について事前に市と調整します。お二人のうちどちらかが来庁される場合や、職員の面前での宣誓を希望しない場合は不要です。

(2) 必要書類を揃え、市役所に来庁します。両者揃って職員の面前で宣誓する方以外は、宣誓書へ必要事項を記入の上、必要書類と併せて提出します。

(3) 両者揃って職員の面前で宣誓する方は、市職員の面前でパートナーシップ宣誓書に自ら記入し、必要書類を添付して提出します。

※ 宣誓書に自ら記入することができないときは、他者に代筆させることができます。

6. 宣誓に必要な書類等

- (1) 現住所を証明する書類（一方又は双方が市内に住所を有する場合）
- (2) 市内転入の予定を確認できる書類（市内への転入を予定している場合）
- (3) 独身を証明する書類
- (4) 本人確認ができる証明書

7. 市が交付する書類

- (1) パートナーシップ宣誓書受領証
- (2) パートナーシップ宣誓書受領カード
- (3) パートナーシップ宣誓書の写し

8. 通称名の使用について

性自認が出生時の性と異なる方や、外国籍の方で宣誓にあたって通称名の使用を希望する場合は、日常生活において通称名を使用していることが客観的に確認できる書類の提出が必要です。

なお、通称名が住民票に記載されており、住民票の写しを6で提出している場合は不要です。

9. 子に関する記載について

受領証等に子の氏名の記載を希望する場合は、子に関する届出書とともに子との関係が確認できる書類の提出が必要です。なお、6で提出した戸籍謄本及び住民票の写しに対象となる子の記載がある場合は不要です。

10. 宣誓の取消し

宣誓の際（再交付を含む）に虚偽や不正な行為があった場合や、受領証等を不正に使用したことが判明した場合、市は受領の証明を取り消すことがあります。その場合、直ちに受領証等を市に返還しなければなりません。

11. 自治体間での相互利用

石狩市で宣誓した方が市外へ転出するときは、原則として受領証等を石狩市に返還しなければならず、転居した後も受領証を使用したい場合は、転出した先で新たにパートナーシップ宣誓の手続きを行う必要がありますが、パートナーシップ宣誓制度を導入している他の自治体と石狩市が連携協定を結んでいる場合、簡易な手続きを行うことにより、改めての宣誓手続きが不要となります。

12. 受領証等の提示により可能となること

- ・ 同一世帯の場合、住民票上の記載は原則として「世帯主」とその「同居人」という記載ですが受領証等を提示して申し出ることによって「世帯主」と「縁故者」と記載することができます。
- ・ 子の記載がある場合、受領証の提示でパートナーの子の放課後児童クラブの申請手続きを行うことができます。
- ・ パートナーとともに市営住宅への入居申込ができます。
- ・ 救急車で医療機関に搬送された方が「いつ」、「どこから」、「どこの医療機関へ搬送されたか」を証明する救急搬送証明の申請ができます。（石狩北部地区消防事務組合）
- ・ 上記のほか、民間サービスでも活用していただけるよう、制度内容や意義の周知をしていきます。